

平成30年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化及びICT化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【平成30年度の取組】

○ 査察事案12件を告発

平成30年度は、法人名義で取得した高級外車の売却益除外事案や現金収入によるサービス業の売上除外事案など、計12件を告発しました。

○ 着手・処理・告発件数、告発率

平成30年度において査察調査に着手した件数は、17件でした。

平成30年度以前に調査着手した査察事案について、平成30年度中に処理（検察庁への告発の可否を判断し処理）した件数は18件、そのうち検察庁に告発した件数は12件であり、告発率は66.7%でした。

○ 脱税総額（告発分）は9億4,100万円

平成30年度に査察調査を終了し、処理した事案1件当たりの脱税額は5,900万円、告発した事案でみると1件当たりの脱税額は7,800万円でした。

平成30年度の査察事案に係る脱税額（告発分）の総額は、9億4,100万円でした。

【平成30年度中の判決状況】

○ 平成30年度中に一審判決が言い渡された件数は8件であり、全てに有罪判決が出されました。

2 重点事案への取組

平成 30 年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案、市場が拡大する分野における事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税受還付事案

消費税の輸出免税制度などを利用した消費税受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案です。平成 30 年度は 1 件を告発しました。

| 年度 | 平成 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|-------|-------------|---------|---------|-----------|-------------|
| 告発件数 | 件 1 | 件 — | 件 — | 件 1 | 件 1 |
| 不正還付額 | 千円 1,319 | 千円 — | 千円 — | 千円 424 | 千円 1,893 |

(2) 無申告ほ脱事案・国際事案

申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯及び海外取引を利用した悪質・巧妙な事案や海外に不正資金を隠すなどの国際事案について、平成 30 年度に告発はありませんでした。

| 年度 | | 平成 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|------------------|-------------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|
| 告 発 件 数 | 無申告ほ脱 事案 | 内— 件 1 | 件 — | 内— 件 1 | 内1 件 5 | 件 — |
| | 国際事案 | 件 1 | 件 1 | 件 — | 件 1 | 件 — |

(注) 件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案数である。

(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成 23 年に創設されました。

(3) その他の社会的波及効果の高い事案

近年、市場が拡大する分野における脱税など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

トピック 高級外車の売却益除外事案の告発

個人間売買により高級外車を取得した後、資産の減価償却相当額による節税効果を楽しんだ上、車両転売時に売却益を隠蔽するという極めて悪質な法人税事案を告発しました。

【事例】

A社は、自動車用品の販売店を営んでいることから、宣伝に利用するなど、集客効果を得るため、高級外車2台を取得したが、当該車両2台の売却に当たり、内容虚偽の売買契約書を作成して売却金額を偽り、固定資産売却益を過少に計上する方法により、多額の法人税を免れていました。

なお、除外して得た不正資金は、代表者が現金で留保するほか、自身の遊興費などに充てていました。

3 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金で留保されていたほか、土地・建物や高級外車、高級腕時計の取得費用、株式取引等の投資資金、飲食代等の遊興費に充てられていた事例もみられました。

脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、居宅の金庫内及び衣装ケースの中に紙袋等で覆われた多額の現金を隠していた事例などがありました。

4 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

| 項目 | 年度 | | | | |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 着手件数 | 19件 | 18件 | 19件 | 17件 | 17件 |
| 処理件数(A) | 16 | 15 | 20 | 17 | 18 |
| 告発件数(B) | 11 | 10 | 14 | 16 | 12 |
| 告発率(B/A) | 68.8% | 66.7% | 70.0% | 94.1% | 66.7% |

(2) 脱税額の状況

| 項目 | 年度 | | | | |
|---------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 脱税額 | 851 | 1,145 | 1,175 | 1,440 | 1,059 |
| 同上1件当たり | 53 | 76 | 59 | 85 | 59 |
| 告発分 | 800 | 726 | 764 | 1,390 | 941 |
| 同上1件当たり | 73 | 73 | 55 | 87 | 78 |

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

| 区分 | 年度 | | | | |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 所得税 | 2件 | 3件 | 2件 | 4件 | 3件 |
| 法人税 | 7 | 6 | 11 | 7 | 8 |
| 相続税 | — | 1 | — | 1 | — |
| 消費税 | 内1 2 | 内— — | 内— 1 | 内1 3 | 内1 1 |
| 源泉所得税 | — | — | — | 1 | — |
| 合計 | 11 | 10 | 14 | 16 | 12 |

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

| 区分 | 年度 | | | | |
|-------|----------|-----|-----|-------|-----|
| | 平成 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 所得税 | 113 | 338 | 126 | 357 | 417 |
| 法人税 | 403 | 292 | 589 | 664 | 493 |
| 相続税 | — | 96 | — | 118 | — |
| 消費税 | 284 | — | 49 | 171 | 31 |
| 源泉所得税 | — | — | — | 80 | — |
| 合計 | 800 | 726 | 764 | 1,390 | 941 |

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

| 平成28 | | 29 | | 30 | |
|---------|----|------|----|-------|----|
| 業種 | 者数 | 業種 | 者数 | 業種 | 者数 |
| 美容業 | 3 | 建設業 | 3 | 建設業 | 5 |
| 建設業 | 2 | 不動産業 | 2 | サービス業 | 2 |
| 商品、株式取引 | 2 | 小売業 | 2 | — | — |

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

| 年度 | 項目 | ① | ② | 有罪率 (②/①) | 実刑判決 人数 | ③ | ④ | ⑤ |
|----------|----|----------|----------|--------------|------------|---------------|---------------|-----------------|
| | | 判決 件数 | 有罪 件数 | | | 1件当たり 犯則税額 | 1人当たり 懲役月数 | 1人(社)当 たり罰金額 |
| 平成 28 | | 件 | 件 | % | 人 | 百万円 | 月 | 百万円 |
| | | 11 | 11 | 100.0 | — | 41 | 12.6 | 9 |
| 29 | | 15 | 15 | 100.0 | — | 38 | 12.2 | 9 |
| 30 | | 8 | 8 | 100.0 | — | 52 | 12.0 | 12 |

(注) 犯則税額は、判決の基となった脱税額であり加算税を含まない。